**西日本豪雨対策に関する**

**政府各省庁からのレクチャー項目**

2018年9月7日

日本共産党岡山県議団

須増伸子

日本共産党倉敷市議団

田辺昭夫

田辺牧美

1. 災害救助法関係（内閣府・厚労省）10:30～

①被災者への情報伝達と見守り体制の強化について

みなし仮設住宅に入居決定は2,771世帯（8月31日現在）になっているが、在宅避難者も含め、多くの人が情報が伝わらないと不安を訴えている。孤独死、関連死を起こさせない為に、在宅避難者、みなし仮設住宅入居者への正確が迅速な情報伝達と専門家による見守りを頻繁に行う必要があると考えるが、見解をお示し頂きたい。

また、他県で参考になる取り組みがあれば紹介頂きたい。

　回答→　仮設住宅に入るまでが災害救助法の対象であり、入居後は自治体にお願いしている状況である。仙台市、朝倉市、熊本市で先進的な取り組みとして、建設型仮設住宅、みなし仮設住宅の見守りを、シルバー人材センター、社会福祉協議会などに委託して事業を行っている。その際、国から補助金が出るので活用してほしい。

②仮設住宅について

8月22日のレクチャーで、みなし仮設に入居しても「高齢者、障害者等のバリアフリーの問題、大人数世帯の場合など、やむを得ないケースでは仮設への移動は認めている」との見解を示されたが、岡山県は、「移動は不可能」と言っている。国から、通知を出して県に働きかけて頂きたい。

回答→現状では法律上、仮設住宅からの仮設住宅への移動は原則認めていない。しかし、要望が強いことは認識しており、県の判断でやむを得ないケースとして丁寧な対応として行った場合に、国としては、ダメだとは言わない。そこが精一杯のところで、国から正式に「認める」との通知を出すのは難しいので、ご理解いただきたい。ぜひ県に粘り強く働きかけていただきたい。

1. 医療費の自己負担等について（厚労省）

医療費及び介護利用料の自己負担の無料化の期間延長について、厚生労働省として財政的支援を行うとされているが、その旨を自治体に通知して頂きたい。

　回答→本来医療費の自己負担の免除は「免除証明書」の提出などの手続きを行って実施するが、災害の甚大さに鑑み、本人の申し出でのみで無料としたが、その期限が１０月末までとしている。それ以降は、改めて「免除申請書」の提出を求めるか、現状の対応をするかは、市町村と調整するが、東日本大震災や熊本地震の際も延長しており、１１月以降も無料化を自治体が決めれば、全額国費で対応する事としている。（特別調整交付金など）

1. 生活保護世帯の義援金の取り扱いについて（厚労省）

倉敷市玉島社会福祉事務所で、生活保護世帯の被災者への義援金について、使い途を提出を求め、余れば返還を求められた事案が起きている。

これは、明らかに誤りではないか。適切な取り扱いが行われるように、徹底すべきではないか。

回答→義援金の第一次分については、全額収入認定しないという取り扱いにしたが、第２次以降は、「自立更生にあてるもの」がなく、残った場合は、本人の申し出により、収入認定している

再要請→　本人の申し出を強要することのないように。

1. 建物の公費解体について（環境省）11:00～

8月22日のレクチャーでは、「構造上問題がない場合、構造上独立している場合などは、その部分を残しての解体も補助対象としている」との見解が示されたが、その旨を自治体に徹底して頂きたい。

回答→構造上独立していれば場合、渡り廊下でつながっていても補助した事例もあり、全く問題ない。市に徹底する

1. 宅地内の土砂撤去の件について（国交省・環境省）

「宅地内の土砂撤去は家屋被害のありようとは無関係に（床下浸水だろうと）、すべて公費でおこなわれる。諸経費全体の国が２分の１、残る２分の１も特別交付税でその95%を国がみるから、市町の負担は全体の2.5%。」

以上は、8/30日の広島県の交渉で示された点だが、その撤去する土砂の範囲についてお聞きしたい。

単に宅地に流れ込んだ土砂だけでなく、原因となる隣接地の崩れた土砂の撤去を行わないと2次被害が想定される。その土砂撤去についても対象になるのか、伺いたい。

回答→

〇環境省は災害廃棄物処理事業

生活環境保全上必要な場合、宅地および隣接地であっても、補助の対象になる。ただし、実施するのは市なので、どこまでするのかを決めるのかは市となる

　　〇国土交通省は堆積土砂排除事業

　国土交通省は２つのポイント①市街地の土砂は補助対象②他の補助制度に当てはまらない物すべて。宅地の隣接地も、遊休地のような誰が管理しているかわからない場所のものでも補助対象になる。ただし、市町村への補助事業なので、決めるのは市となる。

1. 小田川の越水の原因について（国交省）

専門的知見に基づく検証を行う「検証委員会」を設置すべきと思うが如何か。又、その際住民の説明会や意見を聞く機会を設けてはどうか。

小田川決壊に関して、「背水」と「バックウォーター」のそれぞれの意味と相違について説明をしていただきたい。

回答→堤防調査委員会を設置している。「背水」とバックウーター」は同じ意味と理解している

再要請→堤防調査委員会の設置は承知しているが、小田川と支流の越水、決壊について、小田川の樹林化も含め総合的に検証する委員会の設置が必要

1. 住宅の応急修理の申請実務の簡素化について（内閣府）

応急修理の申請の際、「柱一本ずつの見積もりを出せ」とか「工事中の写真を詳細に貼り付けろ」と言われる。災害対応の業者不足・人手不足の中、業者には苦痛の負担になっている。工事の規模・内容を類型化して金額を決め、その範囲なら認めるとか、簡素化は検討できないか。また、応急修理に関しての「国の要綱」を教えていただきたい。自治体独自で「上乗せ」「横出し」をしている所があれば、それも教えていただきたい。

答え→どのように修理したかがわかるような必要最小限度の書類があれば認める事としている。現在の申請書類は煩雑なので簡素化を検討している。いづれにしても手続きを簡素化し、負担がかからないようにしたい。

1. 農業支援について（農水省）11:40～

自己負担なしで、農業の再開が出来るように、支援の充実が出来ないか。

答え→まったく負担なしと言うわけにはいかないが、今回の西日本豪雨災害を受けて、支援策を充実している。（別紙資料下線部分）

農業ハウスなどは９割公費、農業支援の申込期限が９月１４日となっているが、あくまで一次分であり、そこで申し込みを打ち切ることではない。

９，自治体の職員について（総務省）

日常業務をこなしながら、被災者支援、復旧・復興に全力を尽くしている。他市からの支援ももらっているが、国として更なる人的支援を行う必要があると考えるが、如何か。

答え→市としては、土木・建築などの技術職員の支援が必要と聞いている。これまで、国として短期の支援として、東京都をはじめ2,099人の職員派遣を行ったが8月31日で引き上げた。今後長期的な支援が必要との認識から「総務省、全国市長会および全国町村会による被災者市町村に対する中長期の職員派遣システム」を策定し、調整を行っている。

以上